

広島県告示第八百九十三号

平成十九年広島県告示第千二百三十八号（広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額）の一部を次のように改正する。

平成三十年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第一号の表食品工業技術センターの項中

68	フリーエ変換赤外分光光度計（イメージング機能不使用）	〃	四〇〇円
69	フリーエ変換赤外分光光度計（イメージング機能使用）	〃	一、二〇〇円
68	フリーエ変換赤外分光光度計（イメージング機能不使用）	〃	五〇〇円
69	フリーエ変換赤外分光光度計（イメージング機能使用）	〃	一、四〇〇円
97	デジタルマイクロコープ	〃	一、一〇〇円
97	デジタルマイクロコープ	〃	一、一〇〇円
98	露点制御乾燥機	一回（八時間以内）	三、〇〇〇円
99	減圧装置	一時間	四〇〇円
100	マスコロイダー	〃	四〇〇円
(二)	本培養	〃	一六、七〇〇円
(二)	本培養	〃	一六、七〇〇円
(三)	フリーズドライ食品の製造	一回（一二時間以内）	八、七〇〇円

を

に、

を

に、

を

に改め、同表西部工業技

術センターの項中

<p>「 ン 」</p>	<p>「 」</p>	<p>に、</p>
<p>「 ン 」</p>	<p>「 」</p>	<p>を</p>
<p>め、同表東部工業技術センターの項中</p>		
<p>「 装置 」</p>	<p>「 」</p>	<p>に改</p>
<p>26 CFRP用金型加熱装置</p>	<p>「 」</p>	<p>二、二〇〇円</p>
<p>25 CFRP用プレス</p>	<p>「 」</p>	<p>三、五〇〇円</p>
<p>24 シートロール</p>	<p>「 」</p>	<p>七〇〇円</p>
<p>「 」</p>	<p>「 」</p>	<p>七〇〇円</p>
<p>110 比表面積測定装置</p>	<p>「 」</p>	<p>一、一〇〇円</p>
<p>109 X線回折装置</p>	<p>「 」</p>	<p>一、一〇〇円</p>
<p>108 粘度計</p>	<p>「 」</p>	<p>五〇〇円</p>
<p>107 分光光度計</p>	<p>「 」</p>	<p>六〇〇円</p>
<p>106 光散乱式 粒度分布測定装置</p>	<p>「 」</p>	<p>六〇〇円</p>
<p>105 屈折率計</p>	<p>「 」</p>	<p>八〇〇円</p>
<p>104 微小圧縮試験機</p>	<p>「 」</p>	<p>八〇〇円</p>
<p>103 エア デザイン用ソフトウ</p>	<p>「 」</p>	<p>四〇〇円</p>
<p>「 エア 」</p>	<p>「 」</p>	<p>を</p>
<p>103 デザイン用ソフトウ</p>	<p>「 」</p>	<p>四〇〇円</p>
<p>「 」</p>	<p>「 」</p>	<p>に、</p>
<p>9 走査型電子顕微鏡 日本電子JSM―六五 一〇〇</p>	<p>「 」</p>	<p>二、〇〇〇円</p>
<p>「 」</p>	<p>「 」</p>	<p>を</p>
<p>9 走査型電子顕微鏡 日本電子JSM―六五 一〇〇</p>	<p>「 」</p>	<p>二、一〇〇円</p>
<p>「 」</p>	<p>「 」</p>	<p>を</p>

101	E型粘度計	〃	四〇〇円	を
102	X線CT	〃	四、四〇〇円	に改め、同表畜産技術セ
103	3Dデジタル	〃	一、一〇〇円	
104	熱衝撃試験機	〃	一、三〇〇円	

センターの項中「一三、三〇〇円」を「四、六〇〇円」に改める。

第二号の表西部工業技術センターの項中「塩水噴霧試験」を「キヤス試験」に、「三、六〇〇円」を「三、五〇〇円」に改め、同表東部工業技術センターの項中「インストロン型強度試験機」を「万能引張圧縮試験機」に改める。